

港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて

設計金額が3,000万円以上の港湾工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間において4週8休以上が確保できた場合は、労務費を補正するものとする。

ただし、港湾5職種の労務単価は補正の対象外とする。

なお、港湾5職種とは、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員とし、港湾5職種の労務単価を準用する船団長、潜水世話役及び潜水士（ダイバー）も補正の対象外とする。

1 対象期間（別表参照）

- (1) 起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- (2) 現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義（別表参照）

(1) 単位期間

土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。

(2) 4週8休以上

各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。

なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務費は、次の方法により補正するものとする。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じる。

（小数第1位四捨五入）

(2) 市場単価（表-1参照）

次の算式による。計算結果の端数処理については小数第1位以下切捨てとし、工種毎の補正係数については次表によること。

$$\text{労務費補正後市場単価} = \text{市場単価（施工規模等補正後）} \times \text{補正係数}$$

なお、港湾工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

また、港湾5職種が含まれる工種（電気防食取付、ペトロラタム被覆、汚濁防止膜設置・撤去・移設等）は補正しない。

表－1 市場単価の補正係数（港湾工事）

工種		補正係数	工種		補正係数
1	底面工	1.04	16	防舷材撤去	1.05
2	マット工（アスファルトマット設置）	1.01	17	車止撤去	1.05
3	支保工	1.05	18	電気防食取付	補正しない
4	足場工	1.03	19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
5	鉄筋工	1.05	20	防砂目地板取付工（水中施工）	補正しない
6	吊鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工（陸上施工）	補正しない
7	型枠工	1.04	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04	23	ベトロラタム被覆	補正しない
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05	24	現場鋼材溶接工	1.05※
9	止水板工	1.05	25	現場鋼材切断工	1.05※
10	上蓋工	1.05	26	かき落とし工	補正しない
11	伸縮目地工	1.03	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12	係船柱取付	1.05	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	補正しない
13	防舷材取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	補正しない
14	車止・縁金物取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01※
15	係船柱撤去	1.05		汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05※

※令和元年度山口県設計標準歩掛表（港湾編）により積算するものについては補正しない
ただし、現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工については陸上施工に限り補正する(1.05)

(3) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

